

## 長野県廃棄物処理計画（第 6 期）の策定趣旨・スケジュール等

資源循環推進課

### 1 趣旨

県では、廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定により、令和 3 年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第 5 期）」を策定し、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の推進等に取り組んできた。

当該計画の計画期間が令和 7 年度に満了するため、これまでの取組状況や廃棄物に関する近年の動向等を踏まえ、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「長野県廃棄物処理計画（第 6 期）」を策定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（都道府県廃棄物処理計画）

第 5 条の 5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 略（下記 2 参照）

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 略

### 2 計画の策定項目

○廃棄物発生量・処理量の見込み

○廃棄物の減量、適正処理に関する事項

○一般廃棄物の適正処理を確保するために必要な体制

○産業廃棄物の処理施設整備に関する事項 等

※食品ロス削減推進計画及びごみ処理広域化・集約化計画としても位置付け

### 3 第 5 期計画からの主な見直しポイント（たたき台）

#### (1) 循環経済への移行を循環型社会の形成に向けた重要な取組として新たに記載

しあわせ信州創造プラン 3.0 を踏まえつつ、廃棄物分野だけでなく製品の製造段階等も視野に入れて記載

#### (2) 食品ロスの削減に関する記載を充実

食品ロス等発生量の推計値・数値目標を記載し、生産・製造から消費までの各段階における消費者、事業者、県・市町村等の取組を整理

#### (3) 災害廃棄物の処理に関する記載を充実

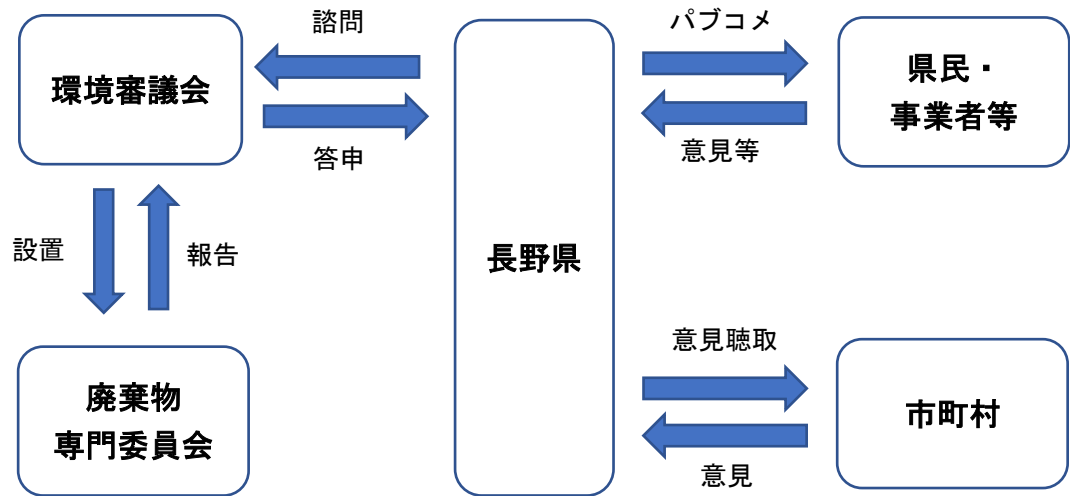
災害廃棄物の仮置場候補地の選定や搬入出・管理運営体制の確保等事前の備えの重要性、公費解体・撤去の円滑な実施等を記載

#### (4) 社会的課題となっている事項について、社会の動向等を踏まえ記載

リチウム蓄電池等の適正処理、太陽光パネル等の適正処理、金属スクラップ等の適正処理、プラスチック資源循環促進法の施行 等

4 計画策定までのスケジュール等

(1) 計画策定の体制



(2) 策定スケジュール

|       | R 7 年<br>8 月      | 9 月               | 10 月              | 11 月              | 12 月 | R 8 年<br>1 月      | 2 月   | 3 月 |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|-------------------|-------|-----|
| 環境審議会 | ●<br>諮問           |                   |                   | ●<br>中間報告         |      | ●<br>答申           | 策定・公表 |     |
| 専門委員会 | ●<br>第 1 回<br>委員会 | ●<br>第 2 回<br>委員会 | ●<br>第 3 回<br>委員会 | ●<br>第 4 回<br>委員会 |      | ●<br>第 5 回<br>委員会 |       |     |
| パブコメ  |                   |                   |                   |                   | ↔    |                   |       |     |
| 市町村   |                   |                   |                   | ●<br>市町村<br>意見照会  |      |                   |       |     |